

人と森をつなぐ情報誌

2025 No.224

林野

RINYA



特集

「森の国・木の街」の実現に向けて
～木でつなぐ、森と街、今と未来～



Connecting people and forests



令和7年 緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰

受賞者 紹介

緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰とは、緑化推進運動の実施について、顕著な功績のあった個人又は団体に対し、内閣総理大臣が表彰を行うものです。

令和7年は13の個人・団体が受賞されました。本誌では毎号、受賞者の方々をご紹介します。

よこかわ ざんうん えい いんかい

横川山運営委員会(長野県岡谷市)

同団体は、地域の森林保全と水源涵養を目的に昭和30年に設立され、市内にある横川山の1,750haの山林で植樹や保育活動を継続してきました。

横川山は江戸時代末期から地域の薪炭林として活用されていましたが、戦前から戦中にかけて過度な伐採による荒廃が進んでいました。同団体の活動により豊かな森林が再生され、平成7年には水を仲立ちとして森林と人との理想的な関係がつくられている森として「水源の森百選」に認定されています。

また、山火事防止と森林保全を入山者に呼びかける伝統行事「野火番^{のびばん}」の実施、小中学校を対象とした森林教室などを通じて、地域の人々の緑化意識の醸成にも貢献しています。



横川山運営委員会の皆さん



植樹作業



下刈りによる保育作業

過去の受賞者については林野庁ウェブサイトをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson_ryokka/hyosyo/index.html



人と森をつなぐ情報誌



2025
No.224

表紙の写真：(上)国土に広がる豊かな森林

(下)キャプション by Hyatt 兜町 東京

(写真提供：平和不動産株式会社)

「令和7年度 木材利用推進コンクール 林野庁長官賞」受賞

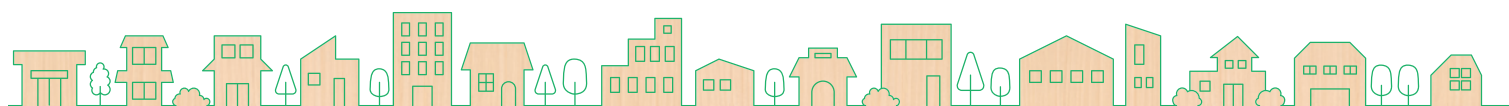
ウェブアンケートにご協力をお願いします!

<https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/kouhou/202511.html>



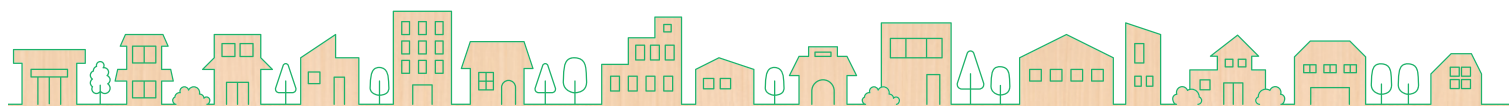
Contents

- 3 **特集** 「森の国・木の街」の実現に向けて～木でつなぐ、森と街、今と未来～
- 8 **TOPICS 01** 「サザエさん一家の〴〵のわ、話吹き出しコンテスト」受賞作品の紹介
- 10 **「森業^{もりぎょう}の推進」による山の地方創生** ～森林空間の活用による地域の活性化～
- 12 **建築物木材利用促進協定の締結企業の紹介** 「つかう」「つくる」「まもる」で森林資源の持続可能な活用を目指す
- 14 **海外・現場最前線からの便り** 日本とトルコの絆と経済分野の協力強化に向けて
- 16 **国有林野事業の取組** 地域と連携した保全活動によるミズバショウ群生地再生～山中山希少個体群保護林～
- 18 **TOPICS 02** 第48回全国育樹祭
- 19 **みどりの大使が行く!** 未来の森を育てる



特集

「森の国・木の街」の実現に向けて ～木でつなぐ、森と街、今と未来～



日本は、森林が国土の67%を占める世界有数の森林大国です。「森の国」の豊かな森林資源は、私たちの暮らしを支えるとともに、地球温暖化の防止にも貢献しています。この豊かな森林を未来へとつなぐためには、森林を適切に管理・整備するのみならず、森林から生産される木材を積極的に「使う」ことが不可欠です。

建築物に木材を利用すれば、樹木が大気中から吸収した二酸化炭素を長期間にわたって固定することが可能です。また、木材の利用は、心身面や生産性などへの良好な効果があり、快適空間の実現にも貢献します。

このたび、林野庁では、自治体や企業による木材利用の促進とその効果の「見える化」を呼びかけるため、「『森の国・木の街』づくり宣言」の募集を開始しました。森の国の豊かな森林資源を活かしながら、持続可能で魅力ある木の街づくりを目指しましょう。



1 森林資源の循環利用に向けて

日本の国土の67%は森林に覆われ、そのうち4割に相当する約1千万haが人工林です。人工林の約6割は、既に50年生を超え、戦後に植栽された樹木の多くが木材としての利用期を迎えています。

今後、主伐を実施して、伐採後に再び苗木を植えて育てることにより、次世代に向

けた森林資源の循環利用を確立することが課題となっています。

このため、森林を伐採して生産される木材を適切に販売し、そこから得られる資金を次世代の森林造成に再投資することが重要です。

このような木材利用を通じた「資源の循環」と「資金の循環」により、はじめて、豊かな森林資源を未来へつなぐことが可能となります(図1)。



図1 森林資源の循環利用

2 木材利用による地球温暖化防止効果

地球温暖化防止は、国際社会共通の重要課題であり、日本も「2050年ネット・ゼロ」の実現に向けて多様な施策を推進しています。

木材の利用は、地球温暖化防止に向けて、①炭素の貯蔵、②エネルギー集約的資材の代替、③化石燃料の代替の3つの面で貢献します。

①樹木は、光合成によって二酸化炭素を吸収し、炭素を木材として貯蔵します。木材を建築資材として使えば、炭素を長期間固定し、大気中への二酸化炭素の排出を抑制することが可能となります。

②また、木材は、製造・加工時のエネルギー消費が鉄やコンクリートなど他の建築資材より少ないことから、鉄やコンクリートに代わって木材を利用すれば、建築物のライフサイクルにおける二酸化炭素排出量を削減することが可能となります。

③さらに、建築物などで使用された後の木材を、化石燃料に代わって、バイオマスエネルギーとして利用すれば、化石燃料に由来する二酸化炭素排出量を削減することが可能となります。

3 「木の街」を目指す意義

これまで、建築物の木造化は、公共建築物を中心に、学校や庁舎、商業施設など個別の建物単位で進められてきました。今後

は、建築物の木造化に積極的に取り組む企業や地方自治体が力を合わせて、木造化の取組を「点」から「面」へと広げていく必要があります。

「木の街」として、街全体で木材利用を進めることは、森林資源の循環利用や温室効果ガスの排出削減などの効果のみならず、景観の統一感や、生活環境の質の向上、エネルギー効率の高い都市構造の形成など、より多面的な効果を期待することができま

す。

実際に、海外では、スウェーデン・ストックホルム市のシックラ地区で、「Stockholm Wood City (ストックホルム・ウッド・シティ)」として、25ヘクタールを超える広大な敷地に、2,000戸の住宅と7,000カ所のオフィスや店舗などを木造で整備する世界最大規模のプロジェクトが計画されています。

国内でも、富山県黒部市でYKKグループが取り組んだ「パッシブタウン第5街区」では、地域産材を活用した複数棟の木造集合住宅が整備され、自然エネルギーの活用や健康的な住環境づくりなどの面で評価されています(図2)。

また、愛知県は、「Wood City あいち2050」構想として、県有施設の木造化・木質化や地域産材の活用を軸に、持続可能で快適な都市環境の形成を計画しています(図3)。



図2 パッシブタウン第5街区(富山県黒部市) ©Nacasa & Partners

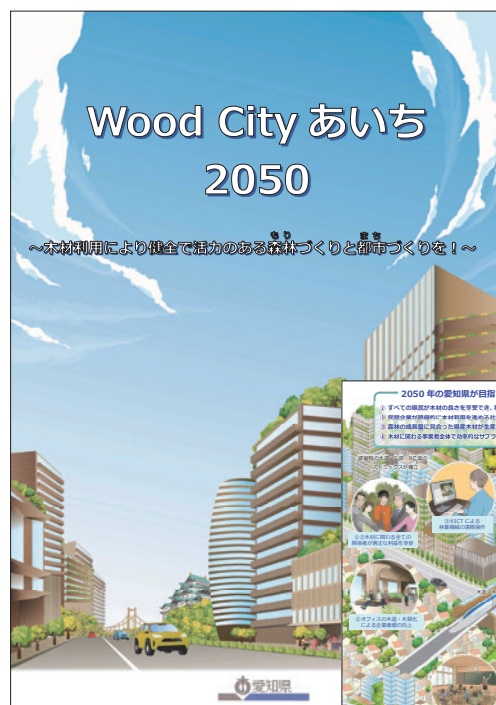


図3 WoodCityあいち 2050



4 「木の街」を後押しするSHK制度の見直し

(1) SHK制度とは

日本では、地球温暖化対策推進法に基づき、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(通称「SHK制度」)により、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者(原油換算で年間1,500キログラム以上を使用する者など)に対して、排出量の算定・国への報告が義務付けられています。SHK制度の対象者は、地方公共団体も含

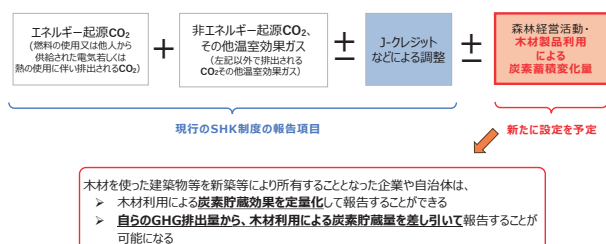
(2) SHK制度の見直し

めて、全国で約1・3万事業者となっており、各事業者の排出量は、ウェブサイト上で公表されています。

これまで、同制度では、木材の炭素貯蔵効果を考慮していませんでした。令和8年4月に予定されている制度改正では、木材を使用した建築物を自ら所有する自治体や企業が、自らの排出量から、木材利用による炭素蓄積変化量を差し引いて報告することが可能となります(図4)。

図4 木材利用による炭素貯蔵効果をSHK制度に新たに位置付け

- SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)とは、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス(GHG)を一定量以上排出する者にGHG排出量の算定と国への報告を義務付けし、国は報告されたデータを集計し、公表する制度。
- 木材を使った建築物等を新築等により自ら所有する企業や自治体が、自社のGHG排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるよう規定を改正予定。(R8.4施行予定)



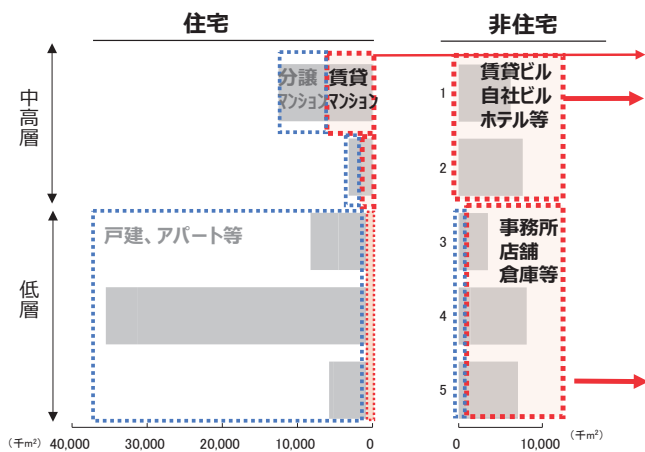
報告対象となる建築物は、事業者が自ら所有する建築物で、建築物を新築・増改築・取得した場合、当該物件の炭素貯蔵量を、炭素蓄積変化量として、排出量から差

図5 SHK制度で木材利用による炭素貯蔵量等の報告が可能になる建築物

- 本制度改正により、主に企業等が所有する非住宅分野（オフィス、店舗、倉庫等）や賃貸マンションについて、木造化・木質化が促進されることを期待。

■ 新設着工建築物の床面積と所有形態のイメージ

- 非住宅建築物や賃貸マンションは企業等の所有が大半を占めている。



■ SHK制度で炭素貯蔵量等の報告が可能となる建築物

- SHK制度における特定排出者数は全国に1万3千事業者を超え、企業等の排出量の約7割を占める。
- 今般の制度改正で、これら特定排出者が所有する建築物の炭素蓄積変化量を報告することが可能となる。

<中高層建築物>



<低層建築物>



※企業等：デベロッパー等の不動産や金融、ホテル、飲食、物流、製造業等や公共機関

※個人等：個人等が所有する建築物

資料：国土交通省「建築着工統計調査2023年」より林野庁作成。

注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたもの。

※なお、上記事例は用途別の木造化の事例であり、特定排出者以外の建築物も含む

(1) 『森の国・木の街』づくり宣言とは

5 『森の国・木の街』づくり宣言

SHK制度の対象となる約1・3万事業者は、日本の企業等による温室効果ガス排出量の約7割を占めており、オフィスや店舗、倉庫等の非住宅分野や、賃貸マンションなどの相当部分を所有しているものと見られます（図5）。

従って、今回の見直しにより、これらの事業者が、自社の炭素排出量を抑制するために、非住宅分野や賃貸マンションにおける木材利用を一層進めることが期待できます。

(3) SHK制度見直しによる効果

し引いて報告することができます。（建て替えの場合は、解体した建築物等の炭素貯蔵量を差し引いて報告。）

また、建築物以外でも、長期間利用される木材製品（オフィス家具、ウッドデッキ等）は、報告対象とすることができます。

事業者は、報告対象とした建築物等の炭素貯蔵量を台帳等に記録する必要があります。

なお、算定対象となる木材は、合法性が確認された国産材となります。

この制度改正により、木材利用による環境貢献を定量的に評価して、温室効果ガス排出量削減の実績として公的に認める仕組みが整うこととなります。

(2) 参画の流れ

「森の国・木の街」づくり宣言は、「森の国」日本の木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育むため、建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献すること

・木材利用の促進に当たっては、SHK制度などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を「見える化」すること

を宣言するものです（図6）。

地方自治体や企業は、宣言に参画することで、地域住民や取引先、従業員などのステークホルダーに対して、木造建築や木材利用による自らの環境貢献への姿勢を明確に示すことが可能となります。

「森の国・木の街」づくり宣言に参画するためには、まず、宣言の趣旨を十分に理解した上で、地方自治体や企業として、木材利用の推進に向けた具体的な方針や計画を検討することが求められます。

その上で、参画を希望する場合は、林野庁のウェブサイトから申請手続きを行い、正式に宣言した参画者として公表されます。

参画した地方自治体や企業には、宣言後、公共施設の木造化や、地域産材を活用した自社ビルの建築など、建築物における木材利用の取組を積極的に進めることが求められます。

また、SHK制度などを活用して、木材



「森の国・木の街」づくり宣言



我が国の豊かな森林の恵みを未来へしっかりとつなぐためには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことが不可欠です。私たちは、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことをここに宣言します。

- ✓ 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- ✓ 木材利用の促進に当たっては、SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。



図6 「森の国・木の街」づくり宣言



図7 宮崎県による「森の国・木の街」づくり宣言への参画



(3) 林野庁によるサポート

利用の効果や成果を「見える化」し、地域住民や関係者に向けて積極的に情報を発信することも求められます。

林野庁では、宣言の参画者に対して、技術的な助言や最新情報の提供を行うとともに、先進的な取組事例の共有などを通じて、効果的な取組の普及と持続的な実践を

(4) 宣言への参画状況

後押ししてまいります。

10月1日の募集開始から約1か月で、すでに170の企業や自治体が参画しています(図7)。企業については、林業・木材産業以外の業界からも多数参画いただいております。今後も、この宣言の輪を広げ、街の木造化の取組を全国に展開していきたい

6 木でつなぐ未来へ向けて

「森の国」日本の豊かな森林資源を次世代へつなぐためには、「木の街」として、街全体で木材利用を進め、持続可能な形で「木を使う」ことにより、「伐って、使って、植

いと考えております。皆さまのご参加を、心よりお待ちしております。

えて、育てる」森林資源の循環利用を確立することが重要です。

「森の国・木の街」づくり宣言は、自治体や企業が、木材利用を通じて、森林資源の循環利用の確立に貢献しようとする取組を強力に後押しするものです。

今、私たちは、目の前にある森林資源の価値を正しく理解し、それを活かす行動を起こすことが求められています。木材利用を通じて、森と街、今と未来をつなぐ新たな一歩を、ともに踏み出していきましょう。

「サザエさん一家の〰️もりのわ〰️話吹き出しコンテスト」受賞作品の紹介

本コンテストは、林野庁が令和5年から長谷川町子美術館の協力を得て開催するもので、令和7年で3回目となります。

「サザエさん」の4コマ漫画の吹き出しに、森林、木、木材または「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用（森林の「環」）などをテーマにした楽しいセリフを考えて、タイトルとともに応募いただくもので、8歳〜75歳と幅広い年齢層から1,087作品の応募をいただきました。

10代からの応募が最も多く、森林環境教育の一環として学校単位で応募いただいたケースも多数ありました。



開催概要

対象年齢：小学生～高校生

4コマ漫画の吹き出しのセリフとタイトルを記入してください。森林や木、木材に関する内容であればOK！お題となる4コマ漫画は、全部で4種類あります。詳しくは募集ページをご覧ください！

賞金：2点
みどりの感謝推進委員賞 1点
長谷川町子美術館賞 1点
（賞金による図書券が4枚まで交付されます。）

応募方法
令和7年5月30日（金）18:00まで

募集及び表彰について
令和7年度に林野庁Webサイト等で発表するとともに、秋ごろに都内にて表彰式を開催する予定です。受賞者には賞状と記念品を贈呈します。（受賞された方には別途ご連絡します。）

応募作品について
林野庁のPR等に使用することがあります。

「もりのわ」とは？
「伐って、使って、植えて、育てる」という（木）の循環利用の「環」をテーマにすることが大切です。そして、豊かな森林の下には豊かな暮らしがあります。そうしたつながりから、「もりのわ」を創っていくために、サザエさん一家の「もりのわ」をテーマにしてください。



吹き出しコンテスト

人気漫画「サザエさん」の4コマ漫画の吹き出しに、森林、木、木材などをテーマにストーリーを考えてセリフを記入しよう！

令和7年
5月30日（金）
18:00まで

お問い合わせ
サザエさん吹き出しコンテスト事務局
fukidashi_contest@mail.go.jp

料金：無料
応募資格：誰でもOK！
※ただし、日本国内在住の方に限る。
※森林保護推進委員は除く。

応募方法
応募用紙をダウンロード

第34回花と緑の祭典〜みどりの感謝祭〜併催行事

吹き出しコンテスト2025 フライヤー

林野庁長官賞 「森林の役割」

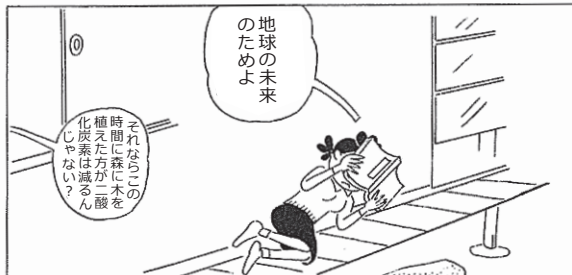
愛媛県久万高原町 竹林遼哉氏（10代）



©長谷川町子美術館

林野庁長官賞 「急がなくても大丈夫」

北海道札幌市 縄乃々香氏（10代）



©長谷川町子美術館

森林・林業・木材産業の大切さの普及啓発につながるもの、4コマ漫画の流れに合うものなどの観点を重視して選考を行い、林野庁長官賞は、北海道札幌市の縄乃々香さんと愛媛県久万高原町の竹林遠哉

選考理由

林野庁長官賞2点

「急がなくても大丈夫」 二酸化炭素を減らすために、なるべく動かないようにしているサザエさんの行動が笑いを誘うとともに、すっ飛んで行ってまで木を植えようとすると、おっちょこちょいのサザエさんらしいオチもあり、楽しい作品となっている。

「森林の役割」 サザエさんがふとした疑問をきっかけに森林の働きについて調べて、様々な役割があることを知る描写が素晴らしい、まずは興味を持ち、森林について知ってもらうことが大切であることを教えてくれる有意義な作品となっている。

みどりの感謝祭運営委員長賞1点

「私たちにできること」 身の回りの木材利用について、自分でもできる取組みを考えるきっかけとなる啓発作品であるとともに、サザエさんが学んだ「ウッド・チェンジ」の答えが「まな板無料配布に飛んで行くオチにつながっており、秀逸な作品となっている。

長谷川町子美術館賞1点

「バット」 木材製品をできるだけ長く使うことが、炭素を貯蔵する観点からも重要であることが表現されつつ、一方で森林資源を循環させるため新しいバットを買ってもらおうとするちゃっかりしているカツオ君の性格がうまく表現されており、親しみやすい作品となっている。

みどりの感謝祭運営委員長賞 「私たちにできること」

群馬県伊勢崎市 三島勇一郎氏(20代)



©長谷川町子美術館

長谷川町子美術館賞 「バット」

静岡県浜松市 清水裕一郎氏(30代)



©長谷川町子美術館

さん、みどりの感謝祭運営委員長賞は群馬県伊勢崎市の三島勇一郎さん、長谷川町子美術館賞は静岡県浜松市の清水裕一郎さんが受賞しました。

本コンテストの表彰式は、令和7年11月4日に

「森林×ACTチャレンジ2025」の表彰式等と
合同で開催し、その様子は12月号に掲載予定です。

シリーズ

もりぎょう
「森業の推進」による山の地方創生

森林空間の活用による地域の活性化

はじめに

先月号で森業の全体像を紹介しましたが、今月号ではその具体的な取組として、森林空間の利用について取り上げます。

1982年(昭和57年)には、林野庁が「森林浴(Shinrin-yoku)」を提唱し、森の香りや音、光、空気など、五感を通じて自然と触れ合うことで、ストレスの軽減や免疫力の向上などの効果が報告されました。また、近年では森林空間を活用したマウンテンバイクなども注目されており、このような取組は、心身の健康の維持・増進に寄与するだけでなく、地域の魅力を高め、地域の賑わいや所得向上、関係人口の創出・拡大にもつながる可能性を秘めています。

企業による森での体験プログラムの活用

森林空間利用の大きな需要先の1つが企業です。

「TDKラムダ株式会社」では、若年層社員を対象とした研修プログラムに森林セラピー®や森林整備活動などの協働作業を取り入れています。社員は、森林空間の中で五感を通じて自然と触れ合いながら、チー

ムでの課題解決やコミュニケーションを体験することで、心身のリフレッシュと職場への帰属意識の向上を図っています。こうした取組は、社員のストレス軽減やエンゲージメント向上に寄与し、実際に離職率の低下という成果にもつながっています。

また、森林整備活動では、地域の林業関係者と連携し、社員が自然環境や森林管理の実情に触れる機会を得ています。地域側も企業の人材が森林保全に関わることで作業支援や交流の場が生まれ、信頼関係の構築につながっています。地元の食材を使った昼食の提供なども行われており、企業研修が地域との接点を生む仕組みとして機能しています。

このように、企業による森林空間の活用

新卒採用者人数・早期離職率の比較

	都市で研修 (05-07年)	山村で研修 (08-21年)
新卒採用者	43人	194人
3年以内退職者 (離職率)	5人	7人
	12%	4%



森林浴



焚き火を囲んでコミュニケーション

は、社員の健康や組織力の強化に加え、森林整備や地域との関係構築にも波及効果をもたらしています。

森林空間利用を通じた森林づくり

森林空間の活用は、持続可能な森林づくりにもつながります。神奈川県小田原市の株式会社「フォレスト」では、江戸時代から続く辻村農園・山林の森林経営を継承しながら、現代的な森林空間利用を通じて新たな森林の価値を創出しています。



間伐後の森林

同社が運営する「フォレストアドベンチャー小田原」やマウンテンバイク専用コース「フォレストバイク」では、樹木を伐採せずに設置された施設を通じて、来訪者が森林の中で自然と一体となる体験を楽しめるよう工夫されています。森林空間を活かした設計により、利用によって森林の機能が損なわれることなく、下草の整備や間伐などの管理作業が促進され、森林環境の改善にもつながっています。こうした取組は、森林空間の魅力を引き出すと同時に、保全活動と連動し、利用者の増加が森林整備の継続的な動機づけとなっています。

このように、森林空間の活用が森林づくりの担い手を広げ、地域の自然環境の保全と活性化につながる好事例として、T-FORESTRYの取組は全国から注目を集めています。



森林内に設置されたアスレチック



マウンテンバイク専用コース「フォレストバイク」

森林空間を活用した取組の拡大に向けた林野庁の取組

林野庁では、森林空間を活用して体験プログラム提供している地域について、近隣施設等の特徴と一緒に紹介シートを作成し、順次公表しています。

また、他省庁事業も含めて活用可能な補助事業をとりまとめた一覧表を作成し、事例とともに紹介しています。

さらに、毎年2月には、東京都内において、推進地域の関係者や森での体験プログラムの活用に関心のある企業等を対象とした「山村と企業をつなぐフォーラム」を開催し、同地域と企業とのマッチング機会を提供しています。

本年度は、2月のフォーラムに加えて、11月27日・28日に大阪府において、推進地域の関係者や森のプログラムの活用に関心のある企業等を対象とした「森のプログラム活用セミナー&日帰り体験会」を開催する予定です。

おわりに

森林空間の活用は、健康・観光・地域振興といった多様な分野をつなぐ可能性を秘めており、こうした取組を持続的に発展することで森林づくりを支え、地域の未来を育てることが期待されます。

次回は、企業による森林づくりの事例をご紹介します。